

緑地区計画新旧対照表（補足）

新	旧
<p><u>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（る）項第 1 号及び第 2 号</u></p> <p>1. <u>次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）</u>を営む工場</p> <p>(1) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造</p> <p><u>(2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）</u></p> <p>(3) マッチの製造</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) ニトロセルロース製品の製造</u></p> <p><u>(5) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造</u></p> <p><u>(6) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）</u></p> <p><u>(7) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造</u></p> <p><u>(8) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造</u></p> <p><u>(9) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）</u></p> <p><u>(10) 石炭ガス類又はコークスの製造</u></p> <p><u>(11) 可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。）</u></p> <p>(12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）</p>	<p>(別表第 1)</p> <p>1. 次の各号に掲げる事業を営む工場</p> <p>(1) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造</p> <p>(2) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造</p> <p>(3) マッチの製造</p> <p>(4) セルロイドの製造</p> <p>(5) ニトロセルローズ製品の製造</p> <p>(6) ビスコース製品の製造</p> <p>(7) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（うるし又は水性塗料の製造を除く。）</p> <p>(8) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造</p> <p>(9) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造</p> <p>(10) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）</p> <p>(11) 石炭ガス類又はコークスの製造</p> <p>(12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）</p>

緑地区計画新旧対照表（補足）

新	旧
<p>(13) 塩素, 臭素, ヨード, 硫黄, 塩化硫黄, 弗化水素酸, 塩酸, 硝酸, 硫酸, 燐酸, 苛性カリ, 苛性ソーダ, アンモニア水, 炭酸カリ, <u>洗濯</u>ソーダ, ソーダ<u>灰</u>, さらし粉, 次硝酸蒼鉛, 亜硫酸塩類, チオ硫酸塩類, 砒素化合物, 鉛化合物, バリウム化合物, 銅化合物, 水銀化合物, シ<u>ア</u>ン化合物, クロールズルホン酸, クロロホルム, 四塩化炭素, ホルマリン, ズルホナル, グリセリン, イヒチオールズルホン酸アンモン, 酢酸, 石炭酸, 安息香酸, タンニン酸, アセトアニリド, アスピリン又はグアヤコールの製造</p> <p>(14) たんぱく質の加水分解による製品の製造</p> <p>(15) 油脂の採取, 硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。）</p> <p>(16) <u>フ</u>アクチス, <u>合成樹脂</u>, <u>合成ゴム又は合成繊維</u>の製造</p> <p>(17) 肥料の製造</p> <p>(18) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造</p> <p>(19) 製革, にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製</p> <p>(20) アスファルトの精製</p> <p>(21) アスファルト, コールタール, 木タール, 石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造</p> <p>(22) セメント, 石膏, 消石灰, 生石灰又はカーバイドの製造</p> <p>(23) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルを越えないつぼ若しくは, <u>窯</u>を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）</p> <p>(24) <u>炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕</u></p> <p>(25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。), <u>び</u>ょう打作業又は孔埋作業を伴うもの</p>	<p>(13) 塩素, 臭素, ヨード, 硫黄, 塩化硫黄, 弗化水素酸, 塩酸, 硝酸, 硫酸, 燐酸, 苛性カリ, 苛性ソーダ, アンモニア水, 炭酸カリ, せんたくソーダ, ソーダ炭, さらし粉, 次硝酸蒼鉛, 亜硫酸塩類, チオ硫酸塩類, 砒素化合物, 鉛化合物, バリウム化合物, 銅化合物, 水銀化合物, シアン化合物, クロールズルホン酸, クロロホルム, 四塩化炭素, ホルマリン, ズルホナル, グリセリン, イヒチオールズルホン酸アンモン, 酢酸, 石炭酸, 安息香酸, タンニン酸, アセトアニリド, アスピリン又はグアヤコールの製造</p> <p>(14) たんぱく質の加水分解による製品の製造</p> <p>(15) 油脂の採取, 硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。）</p> <p>(16) フアクチス又は合成樹脂の製造</p> <p>(17) 肥料の製造</p> <p>(18) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造</p> <p>(19) 製革, にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製</p> <p>(20) アスファルトの精製</p> <p>(21) アスファルト, コールタール, 木タール, 石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造</p> <p>(22) セメント, 石膏, 消石灰, 生石灰又はカーバイドの製造</p> <p>(23) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルを越えないつぼ若しくは, かまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）</p> <p>(24) 電気用カーボンの製造又は黒鉛の粉砕</p> <p>(25) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。), びょう打作業又は孔埋作業を伴うもの</p>

緑地区計画新旧対照表（補足）

新	旧
<p>(26) 鉄釘類又は鋼球の製造</p> <p>(27) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(28) <u>鍛造機</u>（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造</p> <p>(29) 動物の臓器又は<u>排</u>せつ物を原料とする医薬品の製造</p> <p><u>(30) 石綿を含有する製品の製造又は粉碎</u></p> <p><u>(31) (1)から(30)に掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業</u></p> <p>2. <u>危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令(建築基準法施行令第130条の9)で定めるもの</u></p>	<p>(26) 鉄釘類又は鋼球の製造</p> <p>(27) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(28) 動力つち（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造</p> <p>(29) 動物の臓器又は<u>はい</u>せつ物を原料とする医薬品の製造</p> <p>2. 別表第2に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油及び、第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの</p>

緑地区計画新旧対照表（補足）

新			旧				
<u>建築基準法施行令第130条の9</u>			(別表第2)				
	危険物	数 量		危険物	数 量		
(1)	火薬類 (玩具煙 火を除く。)	火 薬	20トン	(1)	火薬類 (玩具煙 火を除く。)	火 薬	20トン
		爆 薬	10トン			爆 薬	10トン
		工業雷管, 電気雷 管及び信号雷管	250万個			工業雷管, 電気雷 管及び信号雷管	250万個
		銃用雷管	2, 500万個			銃用雷管	2, 500万個
		実包及び空包	1, 000万個			実包及び空包	1, 000万個
		信管及び火管	50万個			信管及び火管	50万個
		導爆線	500キロメートル			導爆線	500キロメートル
		導火線	2, 500キロメートル			導火線	2, 500キロメートル
		電気導火線	10万個			電気導火線	10万個
		信号炎管, 信号火 <small>せん</small> 箭及び煙火	2トン			信号炎管, 信号火 <small>せん</small> 箭及び煙火	2トン
その他の火薬又 は爆薬を使用し た火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は 爆薬の数量に応じて, 火薬又は爆 薬の数量のそれぞれの限度によ る。	その他の火薬又 は爆薬を使用した火 工品	当該火工品の原料をなす火薬 又は爆薬の数量に応じて, 火 薬又は爆薬の数量のそれぞれの 限度による。				
(2)	マッチ, <u>(削除)</u> 圧縮ガス, 液 化ガス又は可燃性ガス	A 2	(2)	マッチ, セルロイド, 圧縮ガス, 液化ガス又は可燃性ガス	A 2		
(3)	石 油 類	5 A	(3)	石 油 類	5 A		

緑地区計画新旧対照表（補足）

新			旧		
(4)	(1) から (3) までに掲げる 危険物以外のもの	2 A	(4)	(1) から (3) までに掲げる 危険物以外のもの	2 A
<p>この表において、Aは、(2) に掲げるものについては<u>建築基準法施行令第116条第1項の表</u>中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(3) 及び(4) に掲げるものについては<u>建築基準法施行令第116条第1項の表</u>中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表わすものとする。</p>			<p>この表において、Aは、(2) に掲げるものについては別表第3中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(3) 及び(4) に掲げるものについては別表第3中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表わすものとする。</p>		

緑地区計画新旧対照表（補足）

新				旧			
<u>建築基準法施行令第 116 条第 1 項の表</u>				(別表第 3)			
危険物品の種類		数 量		危険物品の種類		数 量	
		常時貯蔵する場合	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合			常時貯蔵する場合	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合
火薬類 (玩具煙火を除く。)	火 薬	2 0 トン	1 0 トン	火薬類 (玩具煙火を除く。)	火 薬	2 0 トン	1 0 トン
	爆 薬	2 0 トン	5 トン		爆 薬	2 0 トン	5 トン
	工業雷管及び電気雷管	3 0 0 万個	5 0 万個		工業雷管及び電気雷管	3 0 0 万個	5 0 万個
	銃用雷管	1, 0 0 0 万個	5 0 0 万個		銃用雷管	1, 0 0 0 万個	5 0 0 万個
	信号雷管	3 0 0 万個	5 0 万個		信号雷管	3 0 0 万個	5 0 万個
	実 包	1, 0 0 0 万個	5 万個		実 包	1, 0 0 0 万個	5 万個
	空 包	1, 0 0 0 万個	5 万個		空 包	1, 0 0 0 万個	5 万個
	信管及び火管	1 0 万個	5 万個		信管及び火管	1 0 万個	5 万個
	導爆線	5 0 0 キロメートル	5 0 0 キロメートル		導爆線	5 0 0 キロメートル	5 0 0 キロメートル
	導火線	2, 5 0 0 キロメートル	5 0 0 キロメートル		導火線	2, 5 0 0 キロメートル	5 0 0 キロメートル
	電気導火線	7 万個	5 万個		電気導火線	7 万個	5 万個
	信号炎管及び信号火箭	2 トン	2 トン		信号炎管及び信号火箭	2 トン	2 トン
	煙 火	2 トン	2 トン		煙 火	2 トン	2 トン
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。			その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。	

緑地区計画新旧対照表（補足）

新				旧			
消防法第2条第7項に規定する危険物（※以下太枠の数値は、危険物の規制に関する政令別表第3を基に算出した参考値を記載しています。）							
第一類		第一種酸化性固体	500キログラム	500キログラム	塩素酸塩類	0.5トン	0.5トン
		第二種酸化性固体	3,000キログラム	3,000キログラム	過塩素酸塩類	0.5トン	0.5トン
		第三種酸化性固体	10,000キログラム	10,000キログラム	硝酸塩類	100トン	10トン
第二類	硫化りん		1,000キログラム	1,000キログラム	黄 燐	0.2トン	0.2トン
	赤りん		1,000キログラム	1,000キログラム	赤 燐	5トン	0.5トン
	硫黄		1,000キログラム	1,000キログラム	硫 化 燐	5トン	0.5トン
		第一種可燃性固体	1,000キログラム	1,000キログラム	金属カリウム	0.05トン	0.05トン
	鉄粉		5,000キログラム	5,000キログラム	金属ナトリウム	0.05トン	0.05トン
		第二種可燃性固体	5,000キログラム	5,000キログラム	マグネシウム	50トン	5トン
	引火性固体		10,000キログラム	10,000キログラム	過酸化水素水	0.5トン	0.5トン
第三類	カリウム		100キログラム	100キログラム	過酸化カリ	0.5トン	0.5トン
	ナトリウム		100キログラム	100キログラム	過酸化ソーダ	0.5トン	0.5トン
	アルキルアルミニウム		100キログラム	100キログラム	過酸化バリウム	0.5トン	0.5トン
	アルキルリチウム		100キログラム	100キログラム	二硫化炭素	500リットル	500リットル
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	100キログラム	100キログラム	メタノール	2,000リットル	2,000リットル
	黄りん		200キログラム	200キログラム	アルコール	2,000リットル	2,000リットル
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	500キログラム	500キログラム	エーテル	500リットル	500リットル
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	3,000キログラム	3,000キログラム	アセトン	1,000リットル	1,000リットル
特殊引火物		500リットル	500リットル	酢酸エステル	2,000リットル	2,000リットル	

緑地区計画新旧対照表（補足）

新				旧			
第四類	第一石油類	非水溶性液体	<u>2,000リットル</u>	<u>2,000リットル</u>	ニトロセルローズ 0.1トン 0.1トン ベンゾール 1,000リットル 1,000リットル トルオール 1,000リットル 1,000リットル キシロール 5,000リットル 5,000リットル ピクリン酸 2トン 2トン ピクリン酸塩類 2トン 2トン テレピン油 5,000リットル 5,000リットル 石油類 第1石油類 1,000リットル 1,000リットル 第2石油類 5,000リットル 5,000リットル 第3石油類 20万リットル 2万リットル 第4石油類 30万リットル 3万リットル		
		水溶性液体	<u>4,000リットル</u>	<u>4,000リットル</u>			
	アルコール類			<u>4,000リットル</u>			<u>4,000リットル</u>
	第二石油類	非水溶性液体	<u>10,000リットル</u>	<u>10,000リットル</u>			
		水溶性液体	<u>20,000リットル</u>	<u>20,000リットル</u>			
	第三石油類	非水溶性液体	<u>20,000リットル</u>	<u>20,000リットル</u>			
		水溶性液体	<u>40,000リットル</u>	<u>40,000リットル</u>			
第四石油類			<u>60,000リットル</u>	<u>60,000リットル</u>			
動植物油類			<u>10万リットル</u>	<u>10万リットル</u>			
第五類	第一種自己反応性物質		<u>100キログラム</u>	<u>100キログラム</u>			
	第二種自己反応性物質		<u>1,000キログラム</u>	<u>1,000キログラム</u>			
第六類			<u>3,000キログラム</u>	<u>3,000キログラム</u>			
マッチ			300マッチトン	300マッチトン	マッチ 300マッチトン 300マッチトン セルロイド 1.5トン 1.5トン 圧縮ガス 7,000立方メートル 20万立方メートル 液化ガス 70トン 2,000トン 可燃性ガス 700立方メートル 2万立方メートル カーバイド 30トン 3トン この表において、 <u>圧縮ガス及び可燃性ガス</u> の容積の数値は、温度が零度で <u>圧力が一気圧</u> の状態に換算した数値とする。		
(削除)							
可燃性ガス			<u>700立方メートル</u>	<u>2万立方メートル</u>			
圧縮ガス			7,000立方メートル	20万立方メートル			
液化ガス			70トン	2,000トン			
(削除)							
(削除)							
この表において、 <u>可燃性ガス及び圧縮ガス</u> の容積の数値は、温度が零度で <u>圧力が一気圧</u> の状態に換算した数値とする。							
マッチ			300マッチトン	300マッチトン			
セルロイド			1.5トン	1.5トン			
圧縮ガス			7,000立方メートル	20万立方メートル			
液化ガス			70トン	2,000トン			
可燃性ガス			700立方メートル	2万立方メートル			
カーバイド			30トン	3トン			
この表において、 <u>圧縮ガス及び可燃性ガス</u> の容積の数値は、温度が零度で、かつ、 <u>気圧が水銀柱で760ミリメートル</u> の状態に換算した数値とする。							